

～障がい者を多数雇用している事業主の皆様へ～

ハート購入制度のご案内

岐阜県では、積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業から、物品や役務を優先的に調達する制度（ハート購入制度）を平成14年度から行っています。

平成30年度からは、障害者優先調達推進法と整合を図るため、内容を次のとおり改正します。

改正概要

①優先調達の対象団体等の追加等

追加対象団体等：特例子会社等（重度障害者多数雇用事業所を含む）、在宅就業障害者

対象となる企業・事業者

①特例子会社等（重度障害者多数雇用事業所を含む）

②在宅就業障害者

③在宅就業支援団体

④障害者雇用努力企業

県内に本店又は支店等を有する中小企業で、以下の要件をすべて満たすもの

・前年1年間の各月ごとの初日における障がい者雇用率が4%以上であること

・岐阜県入札参加資格者名簿に登録されていること（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び建築設計の請負に係る者は除く。）

対象となる物品・役務

※製造又は製作する物品及び役務（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び建築設計の請負に係る者は除く。）

<物品> 紙製品、記念品、小物、雑貨、車椅子、福祉用具、ゴム印 など

<役務> クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス（HP作成等）など

申請方法

所定の申請書に必要事項をご記入の上、添付書類とともに県庁労働雇用課へ提出してください（郵送による受付も行います）。

申請書は、県庁労働雇用課、各県事務所振興防災課産業労働係、県内の各ハローワーク窓口にあります。また、労働雇用課のホームページからダウンロードもできます。

ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/shuro-shien/11367/heart.html>

認定・登録のメリット

審査の結果、認定及び登録された方は、岐阜県（県庁各課及び現地機関）が行う物品及び製造、役務の提供に関する調達について、優先的に受注することができます（但し、必ずしも発注があるとは限りませんので、ご理解ください）。

申請書提出期限

受付は随時行います。

ただし、認定及び登録期間は認定日から平成31年3月31日までとなります。

問い合わせ・提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県商工労働部労働雇用課障がい者就労支援室 障がい者就労係

TEL 058-272-1111 内線 3136

058-272-8397(直通)

— 岐 阜 県 —

